

【住民基本台帳閲覧状況の公表】

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まり、もっと安全な住民基本台帳を整備するため、平成18年11月1日より住民基本台帳の閲覧制度が厳しくなり、閲覧者の氏名などを公表する法律が整備されました。

平成22年度に紀美野町で閲覧申請を受付、閲覧を許可したのは以下のとおりです。

① 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

| 閲覧者の名称 | 請求事由の概要 | 閲覧年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------|--|-------------|-------------------------------|
| 和歌山県 | 男女共同参画に関する県民意識調査の実施のため（根拠法令：和歌山県男女共同参画推進条例第7条第3項、第14条第1項、第15条） | 平成22年7月2日 | 20歳以上の男女 |
| 和歌山県 | 和歌山県景観条例に基づく景観施策の実施のため（和歌山県の景観に関する県民アンケート） | 平成22年8月11日 | 20歳以上の男女 |
| 和歌山県 | 「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が制定され、事業を実施して4年目を迎える事から、県民の意識の実態を把握するため「紀の国森づくり基金県民意識調査」を実施するため | 平成22年9月9日 | 20歳以上の男女 |
| 国土交通省 | 全国都市交通特性調査の調査対象者の抽出のため | 平成22年9月10日 | 町全域の全世帯 |
| 和歌山県 | 「和歌山県シニア層住み替え及び介護事業者ニーズ調査」実施にかかる調査票の配布のため | 平成22年10月29日 | 50歳から79歳の男女 |
| 防衛省 | 自衛官等の募集に伴う広報活動のため（根拠法令：自衛隊法第29条1項、同第35条） | 平成23年3月1日 | 平成5年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた男女 |

② 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

| 申出者の氏名 | 利用目的の概要 | 閲覧年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|----------------------|--|------------|---------------|
| 社団法人 中央調査社（代表者：中田正博） | 住民の日ごろの生活実感や生活満足度、生活環境やエネルギーに対する意識などを継続的に調査して、住民の価値観やニーズとそその変化を探ることを目的とする。 | 平成22年7月27日 | 小畑地区の20歳以上の男女 |